

山梨県私立高等学校等入学準備サポート事業給付金支給要領

(趣旨)

第1条 この要領は、経済的に余裕のない世帯の負担を軽減するため、高等学校等への入学時に必要となる経費に対し、予算の範囲内において私立高等学校等入学準備サポート事業給付金（以下「給付金」という。）を支給することについて、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 高等学校等

高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条に規定する高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）で、国（独立行政法人通則法（平成11年法律103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び国立大学法人を含む。）及び地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人を含む。）以外の者が設置するもの

(2) 高校生等

法第3条に規定する高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する者

(3) 保護者等

法第3条第2項第3号に規定する保護者等

(支給対象者)

第3条 給付金の支給対象は、支給年度の4月1日（秋入学が定められている高等学校等においては入学した日。以下同じ。）において、高等学校等の1年次に在学し、支給年度に入学した高校生等の保護者等で、次の各号の全てに該当する者とする。

(1) 保護者等が山梨県内に住所を有すること

(2) 保護者等全員の市町村民税所得割が非課税の世帯であること

(支給対象の除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、支給対象としない。

(1) 保護者等が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者である場合

(2) 高校生等が「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）」による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生を除く。）が措置されている場合

(3) 高校生等が入学する高等学校等に指定の制服又は常時着用を義務づける標準服がない場合

(支給対象経費及び支給額)

第5条 支給対象経費及び支給額は、高校生等1人あたり別表1に定める。

(受給資格の認定申請)

第6条 給付金の支給を受けようとする保護者等は、申請書(第1号様式)に次の書類を添えて、知事に対し、給付金の受給資格の認定を申請しなければならない。

- (1) 支給年度の前年度の保護者等全員の市町村民税所得割が非課税であることを証する書類(前年度の市町村民税課税証明書、非課税証明書、特別徴収税額通知書、納税通知書等。写しでも可とする。)ただし、全ての親権者が就学に要する経費の負担を求めることが困難で、他に生計維持者が存在せず、市町村民税所得割が課されていない未成年の高校生等にあつては、給付金の受給に際しての申立書
- (2) 口座振込依頼書(第2号様式)又は学校徴収金等との相殺に係る委任状(第3号様式)
- (3) 高校生等が県外の高等学校等に在学している場合は在学証明書(第4号様式)
- (4) その他、知事が必要と認める書類

2 前項の申請は、支給年度の4月1日において県内の高等学校等に在籍している高校生等の保護者等は当該学校設置者に対し、支給年度の4月1日において県外の高等学校等に在籍している高校生等の保護者等は知事に対し、郵送又は持参により行うものとする。

3 学校設置者は、保護者等から前項に規定する申請書の提出があつたときは、別に定める日までに受給資格認定申請者一覧表(第5号様式)を添えて、知事に提出しなければならない。

(受給資格の認定及び通知)

第7条 知事は、前条の申請があつたときは、審査の上、受給資格の認定又は不認定を決定し、申請のあつた保護者等(以下「申請者」という。)に対し、支給決定通知書(第6号様式)又は不支給決定通知書(第7号様式)により通知する。

2 知事は、前条の申請が学校設置者を通じて行われたときは、前項の通知は学校設置者を通じて申請者に対し通知するとともに、学校設置者に対し、受給資格認定結果一覧表(第8号様式)により通知するものとする。

(給付の回数)

第8条 この給付金の給付の回数は、一人の高校生等につき1回とする。

(支給の方法)

第9条 知事は、給付金の支給を決定したときは、申請者に対し速やかに支給するものとする。

2 支給は、原則として申請者の指定する預金口座に口座振込の方法により行うものとする。ただし、申請者から学校設置者に対し、申請者が負担する授業料以外の教育費と相殺する旨の委任状(第3号様式)が提出されたときは、前項の規定にかかわらず、当該申請人に支払う給付金は、当該学校設置者の預金口座に振り込むものとする。

(個人情報の保護)

第10条 この要領に規定する事務を取り扱う者は、個人情報の取り扱いには十分留意するとともに、高校生等及び保護者等のプライバシーの保護に配慮するものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

別表1（第5条関係）

| 対象経費 | 支給額 |
|--|----------------|
| <p>1 制服購入費 2 体育着購入費 3 上履き購入費 4 体育館履き購入費 5 その他高等学校等の入学時に必要となる経費</p> <p>なお、1～4について、高等学校等の指定がある場合は、必ず購入するものとする。</p> | <p>50,000円</p> |